

農林漁業セーフティネット資金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

経営再建に必要な運転資金

(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

- ・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
- ・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2) 貸付限度額

- ・600万円(特認有)

(3) その他

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.19%（令和4年2月21日現在）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手方法

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.80%（令和4年2月21日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.80%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088